

市街化調整区域における開発許可の運用見直しによる 遊休公共施設の有効活用について

熊本県は、地方創生の観点から、市街化調整区域(※1)における自治体(※2)所有の遊休公共施設全般について、全国で初めて民間事業者への貸付けによる用途変更を許可の対象とします。

※1 市街化調整区域

都市計画法で市街化を抑制する区域と定められており、同区域内において行うことのできる開発や用途変更は制限されている。

※2 合志市、菊陽町、嘉島町、益城町

1 現状と課題

自治体においては、公共施設等の適正な管理や施設の有効活用が求められている。また、地域における魅力ある多様な就業機会の創出は重要かつ喫緊の課題となっている。さらに、民間活力を呼び込み、遊休公共施設を有効活用して地域の活性化に繋がりたいという自治体の思いと市街化調整区域内の開発許可制度との整合性が課題となっている。

自治体所有の遊休公共施設を民間へ貸し出すことは、それらの課題を解決するために有効であると考えられる。

2 主な適用要件

- ① 当該既存建築物が、自治体の公共施設等総合管理計画等において、民間事業者等に貸し付けることが望ましいと位置付けられたものであること。
- ② 当該既存建築物の近隣の市街化調整区域に居住する者の福祉の充実や雇用の促進等、地域コミュニティの維持又は活性化に寄与するものであること。
- ③ 集客性の高い施設には該当しないこと。

3 運用開始日

平成27年4月16日

<問い合わせ先>

土木部建築課

しょうじなが
小路永 (内線 6212)

よしもと
吉本 (内線 6213)